

免許番号 共第3号

漁場の位置 神戸市兵庫区から同市垂水区に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちF、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線及びFとGを結んだ線（防波堤に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
ただし、次の各区域を除く。

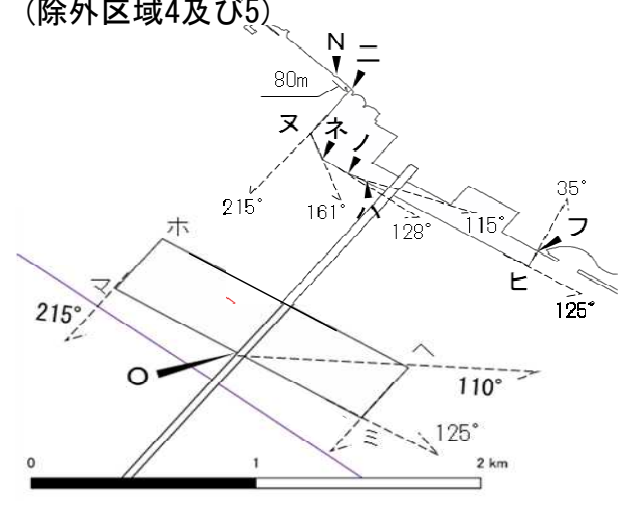
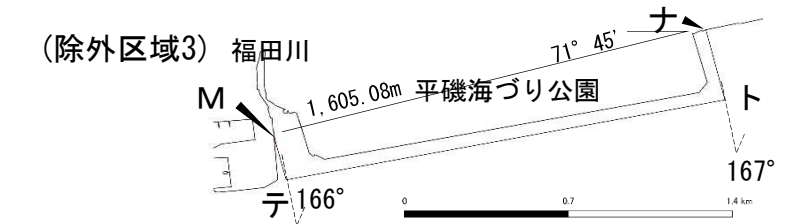
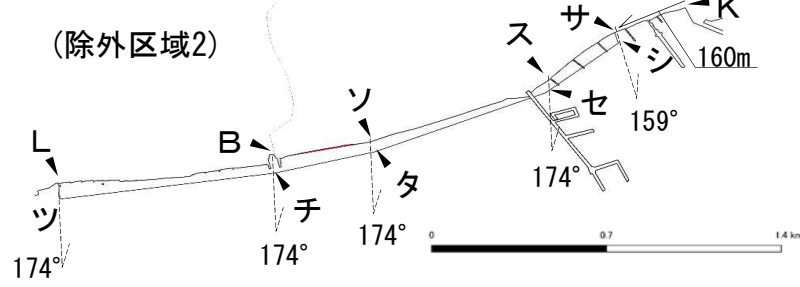
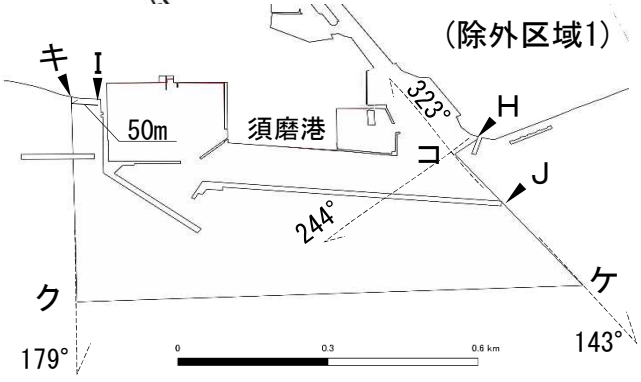
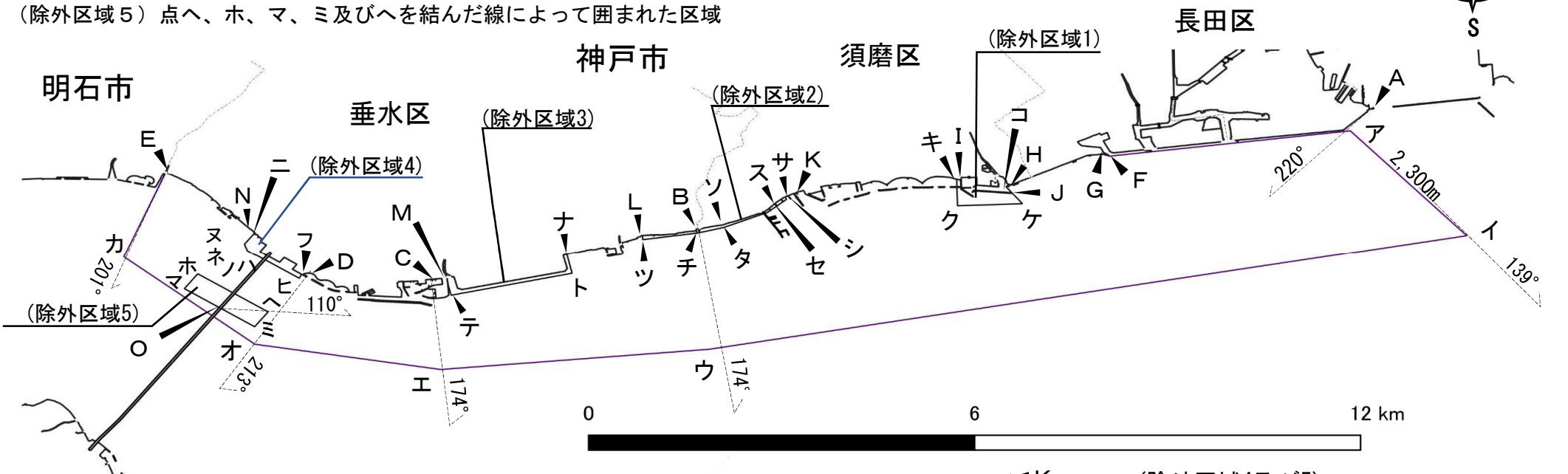
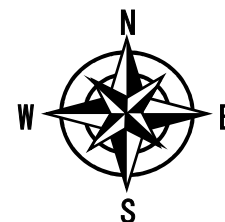
(除外区域1) 点キ、ク、ケ、J、コ及びHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域2) 点サ、シ、セ、タ、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域3) 点M、テ、ト及びナを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域4) 点ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びフを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域5) 点へ、ホ、マ、ミ及びびを結んだ線によって囲まれた区域



令和5年9月1日 免許
共第3号

点の位置

- A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端 (北緯34度39.16分、東経135度11.25分)
- B 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界(塚川尻中央) (北緯34度38.07分、東経135度05.58分)
- C 神戸市垂水漁港東側斜路西端 (北緯34度37.63分、東経135度03.36分)
- D アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界 (北緯34度37.74分、東経135度02.34分)
- E 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界 (北緯34度38.59分、東経135度01.12分)
- F 神戸市神戸港長田防波堤東端 (北緯34度38.74分、東経135度09.03分)
- G 神戸市神戸港長田防波堤基部 (北緯34度38.76分、東経135度08.98分)
- H 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角 (北緯34度38.48分、東経135度08.21分)
- I 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端 (北緯34度38.53分、東経135度07.79分)
- J 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端 (北緯34度38.41分、東経135度08.22分)
- K 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角 (北緯34度38.42分、東経135度06.40分)
- L 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端の橋脚直下の護岸角 (北緯34度38.01分、東経135度05.12分)
- M 神戸市垂水漁港旧東側護岸に設置した標識 (北緯34度37.59分、東経135度03.48分)
- N 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端 (北緯34度38.08分、東経135度01.83分)
- O 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心 (北緯34度37.44分、東経135度01.63分)

- ア Aから220度490メートルの点 (北緯34度38.96分、東経135度11.04分)
- イ Aから139度2,300メートルの点 (北緯34度38.02分、東経135度12.03分)
- ウ Bから174度2,000メートルの点 (北緯34度37.00分、東経135度05.72分)
- エ Cから174度1,500メートルの点 (北緯34度36.82分、東経135度03.46分)
- オ Dから213度1,500メートルの点 (北緯34度37.06分、東経135度01.81分)
- カ Eから201度1,500メートルの点 (北緯34度37.83分、東経135度00.77分)
- キ Iから最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点 (北緯34度38.53分、東経135度07.76分)
- ク キから179度440メートルの点 (北緯34度38.29分、東経135度07.76分)
- ケ Jから143度220メートルの点 (北緯34度38.31分、東経135度08.31分)
- コ Jから323度の線とHから244度の線の交点 (北緯34度38.46分、東経135度08.17分)
- サ Kから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点 (北緯34度38.37分、東経135度06.32分)
- シ サから159度50メートルの点 (北緯34度38.35分、東経135度06.33分)
- ス Kから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点 (北緯34度38.26分、東経135度06.17分)
- セ スから174度50メートルの点 (北緯34度38.23分、東経135度06.17分)
- ソ Bから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点 (北緯34度38.12分、東経135度05.80分)
- タ ソから174度50メートルの点 (北緯34度38.10分、東経135度05.80分)
- チ Bから174度50メートルの点 (北緯34度38.05分、東経135度05.59分)
- ツ Lから174度50メートルの点 (北緯34度37.99分、東経135度05.12分)
- テ Mから166度200メートルの点 (北緯34度37.48分、東経135度03.52分)
- ト ナから167度10分340メートルの点 (北緯34度37.68分、東経135度04.53分)
- ナ Mから71度45分1,605.08メートルの点 (北緯34度37.86分、東経135度04.48分)
- ニ Nから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点 (北緯34度38.05分、東経135度01.87分)
- ヌ ニから215度230メートルの点 (北緯34度37.95分、東経135度01.78分)
- ネ ヌから161度116メートルの点 (北緯34度37.89分、東経135度01.81分)
- ノ ネから128度105メートルの点 (北緯34度37.85分、東経135度01.86分)

- ハ ノから115度40メートルの点 (北緯34度37.84分、東経135度01.88分)
- ヒ ハから125度666メートルの点 (北緯34度37.64分、東経135度02.24分)
- フ ヒから35度の線と最大高潮時海岸線との交点
(北緯34度37.68分、東経135度02.28分)
- ヘ Oから110度570メートルの点 (北緯34度37.33分、東経135度01.98分)
- ホ ヘから305度1,100メートルの点 (北緯34度37.68分、東経135度01.39分)
- マ ホから215度300メートルの点 (北緯34度37.54分、東経135度01.28分)
- ミ マから125度1,100メートルの点 (北緯34度37.20分、東経135度01.87分)

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	2	建網漁業		1月1日から12月31日 まで							
	2	いかかご網漁業		1月1日から12月31日 まで							
	2	雑漁かご網漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第3号		摘 要			

免許番号		共第3号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 神戸市兵庫区吉田町3丁目7番29号 兵庫漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		